平成２５年（フ）第１３２号
静岡県熱海市青葉町９番13号
債務者　西村　浩一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
茨城県結城市大字武井1319番地２
債務者　岡本　敏雄
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門井　節夫
4　破産債権の届出期間　平成25年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１８号
新潟市東区空港西２丁目18番22号　ラーディックスⅠ101号、前住所新潟市東区船江町１丁目10番２号
債務者　杉本　春美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　　晶
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８７号
札幌市東区北37条東13丁目３番２号　ハイツ37Ｂ102号
債務者　舘下　敏文
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深村　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７１号
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字太子堂下163番地87
債務者　森　　静雄
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　清午
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
愛媛県西予市宇和町西山田1185番地　山本京国方
債務者　赤松　律子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１５２号
北海道士別市武徳町44線東８号
債務者　中川　涼一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
宮城県大崎市田尻通木字合志田21番地４、従前の住所宮城県遠田郡美里町南小牛田字町浦６番地　メゾン町浦201号
債務者　鹿野　壽和（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三森祐二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
愛媛県西条市周布1293番地６、前住所愛媛県東予市周布1293番地の１
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２５号
山形市蔵王成沢422番地の７
債務者　長岡　俊英
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外塚　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市南町32番２―308号、住民票上の住所大阪府岸和田市上野町西27番25号
債務者　東　　徳一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
埼玉県さいたま市桜区大字上大久保79番地２浦和エメラルドグリーン209
債務者　水戸部正則
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
京都府八幡市八幡城ノ内30番地の２
債務者　大野　暢一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６３号
札幌市北区北24条西２丁目１―３　シャトー北24条901号鹿討方、住民票上の住所北海道石狩市花川南９条２丁目283番地
債務者　渡辺　剛至
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　正佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０号
新潟市秋葉区中野２丁目９番14号
債務者　片野　香織
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５４号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―314号
債務者　ブルームこと　中村まり子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　文敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部